

生駒市訓令甲第4号

生駒市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

生駒市職員被服貸与規程（昭和46年4月生駒市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「企画財政部（契約検査課にあつては、契約係に限る）」を「総務部（防災安全課生活安全係及び契約検査課検査係を除く。）、地域活力創生部（環境モデル都市推進課、経済振興課農林係及び高山竹林園を除く）」に、「生活安全課」を「環境保全課及び清掃リレーセンター」に、「福祉部、こども健康部」を「福祉健康部」に、「、監査委員事務局、農業委員会事務局及び経済振興課商工観光係」を「及び監査委員事務局」に改め、同表第1項及び第2項を次のように改める。

1	夏用作業服	次に掲げる職員 (1) 男性職員（防災安全課防災係、総務課総務係及び契約検査課契約係の男性職員、施設の管理業務に従事する技能職員、調理業務に従事する技能職員、幼稚園教諭並びに保育士を除く。） (2) 職務の級が6級以上の女性職員（防災安全課の女性職員、幼稚園教諭並びに保育士を除く。）	1	5年	6月1日から9月30日まで	
		施設の管理業務に従事する技能職員	1	1年	6月1日から9月30日まで	最初の年に2着貸与
		職務の級が6級以上の防災安全課の女性職員並びに防災安全課防災係、総務課総務係及び契約	1	2年	6月1日から9月30日まで	

		検査課契約系の男性職員				
2	冬用作業服	次に掲げる職員 (1) 男性職員（防災安全課防災係、総務課総務係及び契約検査課契約系の男性職員、施設の管理業務に従事する技能職員、調理業務に従事する技能職員、幼稚園教諭並びに保育士を除く。） (2) 職務の級が6級以上の女性職員（防災安全課の女性職員、幼稚園教諭並びに保育士を除く。）	1	5年	10月1日から翌年の5月31日まで	
		施設の管理業務に従事する技能職員	1	1年	10月1日から翌年の5月31日まで	最初の年に2着貸与
		職務の級が6級以上の防災安全課の女性職員並びに防災安全課防災係、総務課総務係及び契約検査課契約系の男性職員	1	2年	10月1日から翌年の5月31日まで	

別表第1第3項中「危機管理課」を「防災安全課防災係」に改め、同表第6項中「秘書広報広聴課」を「広報広聴課」に、「危機管理課」を「防災安全課防災係」に改める。

別表第2中「環境経済部（経済振興課商工観光係を除く）」を「総務部（防災安全課生活安全係及び契約検査課検査係に限る。）、地域活力創生部（環境モデル都市推進課、経済振興課農林係及び高山竹林園に限る）」に改め、「開発部」を削り、「契約検査課（契約係を除く。）及び生活安全課」を「環境保全課、清掃リレーセンター及び農業委員会事務局」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。